

団体各位

上柚木公園指定管理者

(公財)八王子市学園都市文化ふれあい財団

スポーツ事業課長

令和3年度(2021年度)上柚木公園運動施設使用要望書の提出について

平素より、上柚木公園運動施設をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

標記使用要望書につきましては、下記諸項目にご留意の上ご提出いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 提出期限について

提出期限は12月15日(火)です。期限後に提出された要望書につきましては、期限までに受け付けされた要望書の調整後の処理となりますのでご注意ください。

### 2. 提出方法について

要望書の提出は、陸上競技場事務所窓口への原本の持参 又は郵送を原則とします。

### 3. 大規模改修工事について

改修工事のため、陸上競技場及び野球場は、以下の期間ご要望がお受けできません。

陸上競技場:令和3年(2021年)11月から令和4年(2022年)3月まで

野球場:令和3年(2021年)12月から令和4年(2022年)3月まで

### 4. 陸上競技場天然芝フィールドの使用について

サッカー・ラグビーなどにつきましては、運動施設使用基準に基づき、八王子市内を活動の拠点とする連盟・協会等の競技団体が主催する大会(公式戦の準決勝・決勝戦、親善・交流試合、講習会)を承認の目安としておりますので、あらかじめご了承ください。

### 5. 使用日の取り消しについて

使用日の取り消しは、施設の有効利用に支障をきたします。十分な日程調整の上、必要最小限の要望とされますようご注意願います。

なお、取り消し手続きは所定の様式(取り消し依頼書)によるものとし、使用日2週間前までに手続きが完了しない場合には、施設使用料を申し受けます。また、予備日につきましても同様いたしますので、あらかじめご了承ください。

## お問い合わせ

上柚木公園陸上競技場管理事務所

TEL 042-675-0227





## 利用時間帯

### 1. 陸上競技場

全日 8時45分 ~ 16時45分

午前 8時45分 ~ 12時45分

午後 12時45分 ~ 16時45分

※陸上競技場は改修工事のため、令和3年(2021年)11月から令和4年(2022年)3月まで利用の御要望はお受けできません。

### 2. 野球・ソフトボール(ナイター設備はありません)

使用期間	使用時間	
4月 1日 ~ 10月31日	午前A	8:45 ~ 10:45
	午前B	10:45 ~ 12:45
	午後A	12:45 ~ 14:45
	午後B	14:45 ~ 16:45
11月 1日 ~ 12月28日 3月20日 ~ 3月31日	午前A	9:30 ~ 11:30
	午前B	—
	午後A	11:40 ~ 13:40
	午後B	13:50 ~ 15:50

※野球場は改修工事のため、令和3年(2021年)12月から令和4年(2022年)3月まで利用の御要望はお受けできません。

### 3. 上柚木テニスコート(8面)

使用期間	使用時間	
3月 ~ 9月	午前A	8:00 ~ 10:00
	午前B	10:00 ~ 12:00
	午後A	12:00 ~ 14:00
	午後B	14:00 ~ 16:00
	午後C	16:00 ~ 18:00
10月 ~ 2月	午前A	8:30 ~ 10:30
	午前B	10:30 ~ 12:30
	午後A	12:30 ~ 14:30
	午後B	14:30 ~ 16:30

## 団体要望にかかる誓約書

- 1 屋外運動施設の団体使用要望で予約ができた場合、その後、使用の取消しをする場合は、原則、予約日の2週間前までに「屋外運動施設の団体使用取消しについて」を提出することを誓約し、本書を提出いたします。万が一、履行しなかった場合、翌年度以降の団体使用要望で制限がかけられても一切の異議を申し立てしません。
- 2 暴力団の利益となる使用又は利用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。

(八王子市暴力団排除条例第8条)

暴力団による使用又は利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、許可後に暴力団の利益となる使用又は利用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

公財) 八王子市学園都市文化ふれあい財団

理事長 村松 眞貴子 殿

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

# 大会・イベント等開催における屋外運動施設利用の誓約書

## 【新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置】

- 1 大会・イベント等の開催にあたっては、八王子市教育委員会が定める「新型コロナウイルス感染症収束のためのお願い」や当団体が定める「感染拡大予防ガイドライン」に沿って運営いたします。
- 2 国や東京都の対策等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、やむを得ず施設を利用できない場合、一切の異議を申し立てしません。

八王子市教育委員会 殿  
(公財) 八王子市学園都市文化ふれあい財団 殿

年 月 日

団体名 .....

住 所 .....

代表者名 .....